

令和8年6月26日

精華町議会  
議長 岡本 篤 様

総務事業常任委員会  
委員長 大野 翠  
( 公 印 省 略 )

## 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第97条の規定により報告します。

### 記

受理番号	付託年月日	件 名	審査の結果	委 員 会 の 意 見
1	令和8年 6月8日	防衛装備移転の「5類型」による制限の撤廃等による武器輸出の拡大に反対し、撤回を求める請願書	不採択	な し

請願第 1 号 防衛装備移転の「5 類型」による制限の撤廃等による武器輸出の拡大に反対し、撤回を求める請願書

【委員会での討論】

◀ 反対討論 ▶

なし

◀ 賛成討論 ▶

- 武器輸出の解禁について問題点が 3 点あると考える。

1 つ目は、武器輸出の解禁は、憲法 9 条に基づく国是と平和国家の理念を逸脱するものである。日本は長年、憲法の平和主義に基づき、国際紛争を助長しないために、武器輸出を厳しく制限してきた。国会での十分な審議や国民への説明を行わずに、閣議決定だけでこの国是を覆し、事実上の全面解禁へと踏み切ることは、議会制民主主義のじゅうりんである。

2 つ目は、国際紛争への加担と人道上の危機である。殺傷能力のある武器を輸出することで、世界の紛争を助長し、無辜の命を奪う事態に加担する危険性がある。また、同盟国への提供であっても、その武器が国連憲章を無視した軍事行動に使用される恐れがあり、日本の兵器が、紛争の拡大や人権侵害に直接関与してしまう懸念がある。

3 つ目は、「死の商人」国家への転落と軍産複合体の肥大化である。武器輸出の解禁は、自国の防衛産業の育成や経済的な利益を優先する側面が強く、軍産複合体を形成し、税金を使った戦争ビジネスへの依存を生みかねない。平和外交や人道支援こそが国際社会における日本の役割であるべきである。

以上、3 点について問題と考える。

また、地方自治法第 99 条による意見書は、地方議会が、地域の利益や住民の利益、福祉に関する意見を国や行政機関に伝えるための制度であり、本請願は、国に対し、意見書の提出を求める請願であって、町民の利益と、広い意味で、生命も含めた福祉に関するものである。

さらに、精華町議会基本条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、請願の審査においては、請願者である町民の生の声を聞くべきだと考える。

以上、武器輸出の解禁について問題があると考えするため、本請願の採択に賛成する。